

令和6年度第4回社会福祉審議会児童福祉専門分科会（令和6年8月1日（木））

報告事項：保育士登録に関する部会の設置について

子育て支援課：（報告事項の説明）

安部会長：先ほどの社会福祉審議会では、本事項については児童福祉専門分科会で行うということが諮問され、今回議論にあがっているのは児童福祉専門分科会の中に部会を置いて、そこでの審議が児童福祉専門分科会の決議にあたるということを諮問しているということによろしいか。

子育て支援課：その通り。社会福祉審議会で諮ったのは、児童福祉専門分科会の決議を社会福祉審議会の決議としてよいかというもの。今回については、児童福祉専門分科会に新たに部会を設置し、審議していただくことによろしいかお伺いするもの。

安部会長：児童福祉専門分科会の委員全員ではなく、資料の4ページ目に記載されている委員で話し合っていくことになる。

堺委員：他県から転入してくる保育士について、情報は分かるのか。

子育て支援課：保育士の資格状況については、照会をかけて把握することとなる。ただ、本県で登録している保育士についての取消等を判断することとなるため、他県で登録しており、本県で勤務されている方は本県で取消等について判断しない。

安部会長：調査が大変ではないか。

子育て支援課 調査については自治体間で情報共有等連携することとなる。

安部会長：保育士の登録は都道府県で行うのか。政令市であっても都道府県で登録となるのか。

子育て支援課：政令市であっても保育士の登録は都道府県が行う。

松崎副会長：本県で登録されていても、他県で勤務し、そこで性暴力等を起こした場合はどうか。

子育て支援課：他県で勤務し、性暴力等が疑われる場合は、登録をしている本県で審議を行う。

佐保委員：登録している都道府県と実際に働いている都道府県が違うということは結構多い。

堺委員：保育士の性暴力について、国の規定では実刑判決を受けない限りは記録としては残らないのではないか。

子育て支援課：国の規定上は、性暴力を行った時点で児童福祉法に従って、登録を取り消すことになる。他県で性暴力等を行った場合は、本県に情報提供がある。

安部会長：今は採用する際に保育士の身元確認等をしなければならないのか。

子育て支援課：データベースがあり、採用側（施設）がシステムで確認する。

安部会長：データベースは都道府県単位か。

子育て支援課：全国共通のデータベース

石田委員：施設というのは、保育所等のことか。保育所の職員がデータベースにアク

セスして確認できるということか。

子育て支援課：

その通り。

安部会長：

児童養護施設は対象か。

堺委員：

保育士であれば対象。児童指導員は対象外。

安部会長：

保育士は国家資格で登録が必要だが、児童指導員は任用資格のため登録制ではない。そのため、データベースでは把握できない。

データベースにアクセスする人は限られているのか。

子育て支援課：

各任命権者に対してユーザーIDとパスワードが付与されるため、任命権者しかデータベースにアクセスできない。

安部会長：

私立保育園等で園長が交替になった場合はどうか。

子育て支援課：

交替になった場合は、登録しているメールアドレス等を変更の手続きが必要。

安部会長：

他に意見等ある方はいるか。特にないようであれば、部会の設置について認めるということよろしいか。

各委員：

はい。